

平成 23 年 8 月 8 日

各 位

会 社 名 株式会社 JVC ケンウッド
代表者名 代表取締役社長 兼 CEO 不破 久温
(コード番号 6632 東証第一部)
問合せ先 執行役員 CFO 藤田 聡
(TEL 045-444-5232)

当社子会社第 7 回無担保社債の条件変更（償還期限の延長等）に関する 新株予約権の行使価額等の確定に関するお知らせ

当社が平成 23 年 8 月 1 日開催の当社取締役会において、当社の子会社である日本ビクター株式会社が平成 19 年 8 月に発行した第 7 回無担保社債（以下「本社債」といいます。）に関する償還期限の延長等の条件変更（以下「本条件変更」といいます。）に係る社債権者集会の決議等を条件として発行を決議した新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）について、その行使価額等が確定いたしましたので、お知らせいたします。

なお、本条件変更の内容および本新株予約権の発行につきましては、平成 23 年 7 月 15 日付「当社子会社第 7 回無担保社債の条件変更（償還期限の延長等）に関する社債権者集会の開催および条件変更に関連する新株予約権発行登録のお知らせ」および平成 23 年 8 月 1 日付「当社子会社第 7 回無担保社債の条件変更（償還期限の延長等）に関連する新株予約権の発行に関するお知らせ」（以下「8 月 1 日付開示文書」といいます。）をご参照ください。

この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の日本国内における新株予約権の発行に関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。この文書は、米国における当社新株予約権についての投資の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。当社は当社新株予約権について、1933 年米国証券法に基づいて証券の登録をしておらず、また、登録を行うことを予定しておりません。1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外規定に従う場合を除き、米国において又は米国人（1933 年米国証券法に基づくレギュレーション S に定義する。）に対して、その計算で若しくはその利益のために、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、米国における証券の公募は行われません。

記

1. 行使価額等

(1) 当該発行による潜在株式数	26,143,200 株 (注)
(2) 行使価額	459 円。なお、行使価額は本新株予約権の要項に定める調整に服するものとします。

(注) 各本新株予約権の行使により交付する株式の数は、10,000,000 を行使価額で除した数とし、1 株未満の端数は切り捨てます。

2. 潜在株式による希薄化情報等

平成 23 年 8 月 8 日現在における当社の発行済株式総数は 139,000,201 株、そのうち当社が保有する自己株式数は 326,600 株であり、本新株予約権がすべて当初行使価額で行使されたと仮定した場合に発行される当社普通株式は 26,143,200 株です。したがって、発行済株式総数に対する本新株予約権にかかる潜在株式数の比率は 18.8%程度となる見込みです。

なお、新株予約権の行使価額は時価の 120%とし、新株予約権が行使されるには相応の株価上昇が必要なスキームとするほか、株価が行使価額を上回っている場合においても、新株予約権の行使がなされた場合の払込金額相当額（最大で 120 億円）について株式を交付することなく、取得対価としての交付株式数を相当程度抑制することを通じて当社株式価値の希薄化を大幅に抑制することができるネット・シェア・セトルメント条項を本新株予約権に付しております。当社は、これらの条項により、希薄化に対して一定の抑制が働くよう配慮しております。

8 月 1 日付開示文書で述べましたとおり、本新株予約権の発行は、当社グループの株式価値向上にも寄与するものと考えており、また、上記のとおり既存株主が経済的不利益を被らないための配慮もなされていることから、今回の発行数量及び希薄化の規模は合理的であると判断いたしました。

以上

この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の日本国内における新株予約権の発行に関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。この文書は、米国における当社新株予約権についての投資の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。当社は当社新株予約権について、1933 年米国証券法に基づいて証券の登録をしておらず、また、登録を行うことを予定しておりません。1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外規定に従う場合を除き、米国において又は米国人（1933 年米国証券法に基づくレギュレーション S に定義する。）に対して、その計算で若しくはその利益のために、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、米国における証券の公募は行われません。